



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 39(2), 175-178
Issue Date	1988-08-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16632
Type	bulletin (other)
File Information	39(2)_p175-178.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

出席者

二五名

○昭和六二年一〇月二日(金)午後一時半より
「契約引受・新しい法形象」

報告者

K・W・ネル氏

(チュービンゲン大学教授)

出席者

三五名

本報告の内容は、本誌三九卷三号に小川浩三助教授による翻訳が掲載される予定である。

○昭和六二年一〇月二四日(木)午前一〇時半より

「製造物責任に関する、欧州共同体的方針とフランス法」

報告者

アンドレ・タンク氏

(パリ第I大学名誉教授)

通訳

瀬川 信久氏

(北海道大学法学部教授)

André TUNC 教授は、フランスにおける著名な民法学者、

比較法学者であるが、一九八七年一〇月に、大阪大学法学部が学術振興会のプログラムにより招聘された折に、当学部にお招きし、右の題目で講演いただいた。講演では、まず、共同体指令に至る経緯と、指令の内容が説明され、続いて、共同体指令をフランス法に導入する際の問題点が解説された。講演後の質疑応答では、種々、立ち入った議論が活発になされた。本講演の内容は、ジュリスト九一一号(一九八八年六月一五日号)に掲載されている。

○昭和六二年一二月五日(木)午後一時半より

「システム契約をめぐる法的問題点」

報告者

大野 幸夫氏

(日本情報サービス株式会社法務室長)

出席者

一五名

高度情報化社会の進展にともなって私法の分野でも例えば、「コンピューターシステムにおける契約問題の変容、契約像の変化」が語られ、「システム契約」なる新たな契約類型が析出され分析されるに至っている(昭和六二年の私法学会民商合同

部会シンポジウム「コンピュータシステムと私法」における北川善太郎京大教授の冒頭報告参照）。(現在進行形の、そして近未来社会においてはより急速かつ大規模に進展すると思われる)この「情報ネットワーク社会」化の展開が、法制度の上になかなるイムパクトを及ぼすかを理論的に明らかにすることは、現代私法理論にとって避けて通ることのできない重要課題といえよう(前記私法学会のシンポジウムや、「法とコンピュータ学会」における昭和六一年及び六二年のテーマ等はその動向の一端を示すものといえよう)。講師として今回お招きした大野氏は、慶応大学法学部卒業後二年の銀行勤めのあと同大学修士課程(刑法専攻)にもどって研究され、そしてその後前記の会社に就職されて現在に至っている。この会社は、ソフトウェア開発、ハード面での販売・リース、コンピュータサービスの代行、及びVANサービスなどを事業内容とする会社であるが、氏は同社の法務関係部門の指導的メンバーとして、とくにVAN事業の進展に伴う種々の法的諸問題に取り組む第一線の実務家として活躍してこられた方であり、現在、「法とコンピュータ学会」理事、「情報サービス産業協会」法制委員会委員、経団連VAN専門部会員などのポストをも兼ねている。氏はとくにVAN業界における法律関係実務家としては第一人者と目され

る方であり、NBL等の取引法関係雑誌にもこの方面での多数の論文を発表されており、実務サイドから上記のトピックを語っていただくとしたら今日得られうる最良の人物の一人といつてよい。

法学会での報告においては、「(1)システム取引の現状」と題してとくにVANのしくみや機能についての入門的概観の説明がなされ、次いで「(2)システム契約の問題点」として、①契約内容の画一性、②当事者不特定性、③トラブル発生の場合の責任・リスク分配とその帰責事由、④データ保全、⑤損害賠償(とくに限定賠償の必要性と、私法学会等で唱えられた「ネットワーク責任論」「システム責任論」批判)などの諸点がとりあげられ、最後に、立法論的政策的課題として、独禁法、著作権法等に関連する諸問題にふれられた。報告は民法以外の多方面の領域にも亘り、しかも第一線の実務の中で対応を迫られてきた問題だけに極めてヴィヴィッドなものであり、ディーラー側の立場からのものとはいえ、大変興味深く知的刺激に富む内容のものであった、といつてよい。とくに筆者(東海林)の目からみて興味をそそられた点は、VAN事業等の分野における従来の政府規制の非合理性、及び公正な競争を阻害する既存の諸要素についての抑制のきいた、しかし鋭い批判であつて、その説得力

は、とくに氏の所屬する会社が後発の中規模企業であるが故の
体験に由来するものであるように思われ、他の面での氏のリベ
ラルな発想と共に大いに共感をそそられるものであった。

ともあれ、情報化社会が提起する實際的理論的問題は、わが
学部諸講座のすべての領域にわたる広範なものであって、わが
学部においても(単に新しいものを流行にのって追いかけるだ
けの「新らしがり屋」になるということではなく、その根底に
ある本質的的原理的なものの理論化という課題にむけて)今後こ
うした方面の研究が一層活発になされる必要性を改めて感じさ
せる研究会であった、といえよう。

○昭和六二年十一月二七日(金)午後一時半より

「ポーランド法の最近の動向」

報告者

マリア・マテイ氏

(ポーランド科学アカデミー国家と法研究所・労働法部長)

出席者

一五名

一九八〇年代のポーランドにおいては、鋭い政治的・経済的
危機を克服しながら、経済改革が継続的に進められている。経
済改革の「第二段階」のプログラムは、八七年十一月二十九日
におこなわれる予定の全国的なレフェレンダムのテーマとなつて

いる。社会主義的計画経済に市場メカニズムを導入することを
めざす経済改革の特徴のひとつは、ポーランド経済を世界にむ
かって開放する試みをふくんでいることである。「ポロニア
(ポーランド系外国人)企業」や合弁企業についての法律がす
でに制定され、いっそうの開放にむけて改正も予定されている。

ポーランド法は、たえずダイナミックに発展しているが、特
筆されるべきことは、特殊ポーランド的な民主主義的諸制度が
形成されていることである。第一は、法律の憲法との適合性、
法律以外の規範的アクトの憲法・法律との適合性を審査する憲
法廷、第二は、憲法・法律の違反にたいする国家の高官の責
任を問う国事法廷、第三は、国家機関等による市民の権利の侵
害事案について調査し、しかるべき措置をとる権限をもった市
民の権利弁務官(オンブズマン)、である。

さらに、集団的労働紛争を解決するメカニズムが法定され、
その一環としてストライキ権が承認されていること、国有企業
の従業員自主管理システムが機能していることも、八〇年代は
じめの激動期に由来する特徴的な事態であるといつてよい。

近年ポーランドにおいては、「社会主義的多元主義」という
枠組みのもとに政治システムの展開を方向づける試みがなされ
ている。ここでは、「政治的反対派」の活動も容認され、その

一部はシステムの誤りを防止する矯正力として奨励されている。また、国会においては、労働組合と結びついた議員グループが形成されており、今後の活動が注目される場所である。

討論においては、合併企業と国家的所有との関係をめぐる法問題、憲法法廷が審査した事件の具体例、国会制定法の違憲性が確認された場合（そのような事例はまだ現われていない）に最終決定権をもつ国会がとるであろう態度、レフエレンダムの結果についての見とおし、労組議員グループと政党規律との関係、などの諸問題が議論された。

* マテイ教授は、八七年一〇月から八八年二月まで、北海道法学部に在籍された。

（文責 小森田 秋夫）

○昭和六二年一二月一八日(金)午後三時より
「開かれた親切的な裁判所と行動する裁判官

―最近の西ドイツ司法事情―

報告者

木佐 茂男氏

（北海道大学法学部助教授）

出席者

三五名

この報告は、報告者が二年間の西ドイツ留学に際して調査した同国の裁判所・裁判官の実情をスライド約一〇〇枚を利用して紹介したものである。

西ドイツ法はわが国の法体系と歴史的に親近性をもつため解釈論上の観点からもよく研究の対象となっている。しかし、その裁判所あるいは裁判官がどのような状況におかれ、裁判官がどのような意識で訴訟にあたっているかは、民事訴訟や刑事訴訟の一部などで紹介はあるものの、必ずしも六つの裁判権（憲法裁判権を含む）について包括的に知られているわけではない。この報告では、多数の裁判官へのインタビューや、裁判官の団体組織・組合の大会や合宿に実際に出席して得られた情報を素材に、この一五年ないし二〇年の間にすっかり姿をかえたといつてよいこの国の裁判官事情を各種統計、裁判所の造りと雰囲気、裁判の公開、裁判官の団体組織・組合、名誉職裁判官、裁判官研修、などに即して視覚的に紹介した。